

# これであなたの 山陽高校授業料等納付金がわかる ～就学支援金判定基準額確認マニュアル～

授業料等は各家庭の世帯収入（保護者の収入）額によって変わります。判定基準額は以下の計算式によって算出しています。政令指定都市（広島市）在住の場合、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じて計算します。

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除額} = \text{判定基準額}$$

（※広島市在住の場合これに3/4を乗じて計算）

判定基準額が **山陽高校での  
授業料等納付金月額**

- A** < 51,300 円の場合 → **0円**
- A** < 154,500 円の場合 → **3,000円**
- A** < 304,200 円の場合 → **26,100円**
- A** ≥ 304,200 円の場合 → **36,000円**

※学級費・実力テスト代等は別途徴収があります。

「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除額」は、マイナポータルでご確認下さい。  
（マイナンバーカードを利用した「利用者登録」が必要です。ここでは利用者登録の方法については省略します。）

マイナポータルはこちらから。  
<https://myna.go.jp/>



## マイナポータルでの情報取得方法



# 参考：わたしの情報の確認結果から月々の授業料等を算出

## わたしの情報の確認結果

行政機関等

行政機関等	広島県広島市
-------	--------

特定個人情報等

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
---

項目名	内容
<b>個人住民税情報</b>	
課税年度	2022
総所得金額等	*****円
合計所得金額	*****円
<b>合計所得金額情報</b>	
総所得金額	*****円
<b>総所得金額情報</b>	
給与所得額	*****円
<b>給与所得額情報</b>	
給与収入額	*****円
医療費控除額	*****円
社会保険料控除額	*****円
生命保険料控除額	*****円
配偶者	
扶養控除	
一般	
特定	
老人	
同老	
16歳	
障害者	
普障	
特障	
同特	
本人該当	
同一	
控除対象配偶者	非該当
控除対象寡婦・ひとり親	非該当
控除対象勤労学生	非該当
扶養控除対象	非該当
16歳未満扶養親族	非該当
所得控除合計	*****円
課税所得額（課税標準額）	2,000,000円
市町村民税 税額控除前所得割額	*****円
市町村民税 調整控除額	2,000円
市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額	*****円
市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】	*****円
市町村民税所得割額	*****円
市町村民税所得割額【税源移譲前】	*****円
市町村民税均等割額	*****円
都道府県民税所得割額	*****円
都道府県民税均等割額	*****円

2022年度の税額で  
**2023年度4月～6月分の授業料等が決まります**  
 2023年度の税額で  
**2023年度7月以降の授業料等が決まります**

この例の場合・・・

$$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除額}$$

$$= 2,000,000 \text{円} \times 0.06 - 2,000 \text{円} \times \frac{3}{4}$$

政令指定都市（広島市）の方のみ

$$= \text{判定基準額は } 118,500 \text{円}$$

→判定基準額は154,500円未満に該当するため、  
**月々の授業料等は 3,000円 になります！**

市町村民税の課税標準額

市町村民税の調整控除額

※複数の保護者に収入がある場合は、それぞれの金額を計算し、合計した額が判定基準額となります。  
 ご不明な場合、山陽高等学校事務局（082-232-9156）までご連絡下さい。